

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年6月28日（平成29年（行情）諮問第268号）

答申日：平成30年2月28日（平成29年度（行情）答申第486号）

事件名：「部隊等による国際平和協力業務に従事する自衛官の武器の使用に関する訓令の運用について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸幕運支第115号。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「部隊等による国際平和協力業務に従事する自衛官の武器の使用に関する訓令の運用について（通達）（陸幕運支第115号。28.4.13）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月21日付け防官文第21332号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき、何頁の何行目から何行目までというような具体的な特定を求める。
- (2) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (3) 本件対象文書につき、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成28年12月21日付け防官文第21332号により、法5条3号に該当する部分を

不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は，原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において，本件対象文書の22枚目ないし33枚目のそれぞれ一部における，当該不開示部分については，自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は，「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること，及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から，更に特定を求めるものである。」として，不開示部分の特定を求めるが，原処分において，平成22年度（行情）答申第538号において示された「不開示部分の位置を文書名で特定」し，平成28年12月21日付け防官文第21332号により通知している。
- (2) 審査請求人は，「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。」として，原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが，本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果，その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり，その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は，「国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として，本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが，本件対象文書は紙媒体としてしか保有しておらず，本件審査請求を受け，確実を期すために行った再度の確認においても，電磁的記録の存在を確認することはできなかった。
- (4) 以上のことから，審査請求人の主張にはいずれも理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年6月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月12日 審議
- ④ 平成30年2月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月26日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、部隊等による国際平和協力業務に従事する自衛官の武器の使用に関する訓令の運用について、陸上幕僚長から各方面総監等に対し通達するため、陸上幕僚監部において作成された文書である。

イ 本件対象文書は、陸上幕僚監部が保有している紙媒体の文書であり、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件対象文書のうち、添付書類の別件通達は、そもそも事務次官から陸上幕僚長宛てに発出された通達であり、陸上幕僚監部の担当課において紙媒体により受領した上で、それを本件対象文書の添付書類としたものである。

エ また、当該別件通達には、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定され、秘の登録番号を付した上で厳重に管理されている。

オ 本件対象文書のうち、添付書類の別件通達を除く部分については、陸上幕僚監部の担当者が電磁的記録として作成したものであるが、上記エのとおり秘に指定された別件通達と一体のものとして、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、その原稿である電磁的記録は、本件対象文書が完成した後、速やかに廃棄している。

カ 本件審査請求を受け、再度、陸上幕僚監部の担当課において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録の保有は確認できなかった。

(2) そこで、以下、検討する。

ア 本件対象文書のうち、添付書類の別件通達については、手書きの部分やスタンプ等が認められることから、諮問庁の上記（１）ウの説明のとおり、紙媒体の文書であることがうかがわれる。

イ また、当該別件通達には、「秘」の表示があることも認められ、諮問庁から訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記（１）エの説明のとおりと認められる。

ウ そして、上記（１）カの探索についても、その範囲、方法等が不十分であるとはいえず、ほかに電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

エ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の２２枚目ないし３３枚目のそれぞれ一部には、部隊等による国際平和協力業務に従事する自衛官の武器使用の運用に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子